

橋本市告示第129号

公示送達書

下記の送達する書類について送達を受けるべき者に送達できないので、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。

なお、送達する書類は橋本市総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出により交付します。

交付を受けない場合、送達する書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和7年6月5日

橋本市長 平木 哲朗

記

送達を受けるべき者				送達する書類名
住 所	大阪府大阪市都島区東野田町4-12-21 203	氏 名	佐々木 康仁	差押調書 配当計算書
住 所	大阪府河内長野市長野町6-10-501	氏 名	BIEN THI KIM NGAN	滞納処分停止通知書
住 所	大阪府和泉市府中町4-11-15	氏 名	伸永建設 株式会社	差押調書 配当計算書
住 所	東京都墨田区立花5-21-6-301	氏 名	小島 孝幸	滞納処分停止通知書
住 所	大阪府東大阪市御厨南2-1-38 アバン ティ八戸ノ里408	氏 名	岩田 優太	差押調書 配当計算書
住 所	大阪府大阪市此花区高見2-3-10	氏 名	久保田 凱士	滞納処分停止通知書
住 所	橋本市吉原235-3	氏 名	有限会社永和工芸	滞納処分停止通知書
住 所	大阪府大阪市住之江区南港東3-1-27	氏 名	朝日自動車 株式会社	滞納処分停止通知書